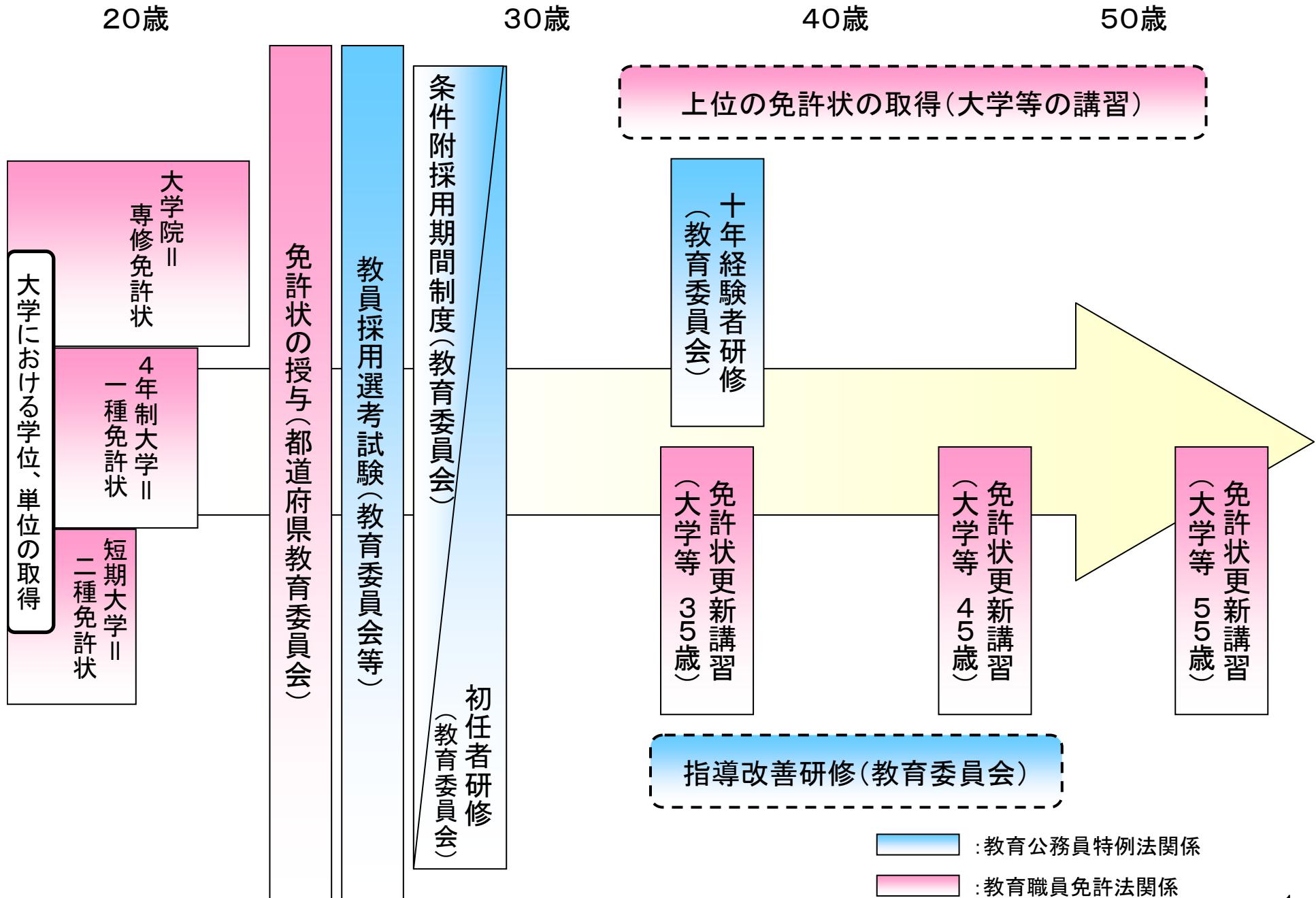


現在の教員の資質向上等のイメージ



教員養成・免許制度について

1. 免許状主義と開放制の原則

免許状主義

教員は、教育職員免許法により授与される各相当の免許状を有する者でなければならない(免許法第3条第1項)。

開放制の原則

我が国の教員養成は、一般大学と教員養成系大学とがそれぞれの特色を発揮しつつ行っている。

2. 免許状の種類

それぞれ学校種別（中学校・高等学校については教科別）

① 普通免許状
(有効期間10年)

② 特別免許状
(有効期間10年)

③ 臨時免許状
(有効期限3年)

専修免許状(修士課程修了程度)

一種免許状(大学卒業程度)

二種免許状(短大卒業程度)

○ 授与権者
都道府県教育委員会

○ 免許状の有効範囲

- ・普通免許状 : 全ての都道府県
 - ・特別免許状
 - ・臨時免許状
- 授与を受けた
都道府県内

普通免許状

H20年度授与件数: 217, 626件

(内訳) 専修免許状: 15, 599件 一種免許状: 154, 590件 二種免許状: 47, 437件

- ① 「大学における養成」が基本。

学士の学位等

+

教職課程の履修

[教科に関する科目
教職に関する科目]

⇒

教員免許状

- ② 現職教員の自主的な研鑽を促すため、一定の教職経験を積み、大学等で所要単位を修得した者に、上位免許状を授与する途を開いている。

特別免許状

H20年度授与件数: 56件

(平成元～H20年度総授与件数: 346件)

免許状を有しない優れた知識経験を有する社会人を学校現場へ迎え入れるため、都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格により授与する「教諭」の免許状(学校種及び教科ごとに授与)

○ 授与要件

- ① 担当教科に関する専門的な知識経験や技能を有すること
② 社会的信望及び教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有すること

臨時免許状

H20年度授与件数:

9, 598件

普通免許状を有する者を採用できない場合に限り、例外的に授与する「助教諭」の免許状

○ 授与要件

都道府県教育委員会が行う教育職員検定(人物・学力・実務・身体)の合格

3. 免許状主義の例外

① 特別非常勤講師

H20年度届出件数:

21, 359件

優れた社会人を学校現場へ迎え入れるため、免許状を有しない者を教科等の一部領域(例: 看護、芸術等)を担任する非常勤講師に充てることができる。

② 専科担任制度

H14. 7. 1～H21. 3. 31の合計件数:

中学校免許状による小学校専科担任数 24, 070件

高等学校免許状による小学校専科担任数 4, 608件

高等学校免許状による中学校専科担任数 780件

中学校や高等学校の教諭の免許状を有する者は、小学校において、相当する教科等の教諭等となることができる。(例: 中学校の理科の教員が、小学校の理科授業を行う)

高等学校の専門教科等の免許状を有する者は、中学校において、相当する教科等の教諭等となることができる。

教員免許更新制の概要

教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持つて教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることが目的。 <教員免許更新制の導入：平成21年4月1日>

1. 免許状の有効期間の更新

- (1) 普通免許状及び特別免許状に10年の有効期間を定める。
- (2) 都道府県教育委員会は、以下の者から申請があった場合に、その免許状の有効期間の更新をすることができる。
 - ① 文部科学大臣の認定を受けた30時間以上の免許状更新講習の課程を修了した者
 - ② 免許状更新講習の受講を免除される者
 - 教員を指導する立場にある者
 - 優秀教員表彰者
- (3) 現職教員にも同様の制度を適用する。
 - 旧免許状(平成21年3月31日以前に授与された免許状)には有効期間は定められない。
 - 旧免許状を有する教育職員及等は、免許状更新講習を修了確認期限までに修了しなかった場合、その者の免許状は効力を失う。
 - 受講対象者は、毎年約85,000～89,000人程度

2. 免許状更新講習

- (1) 免許状更新講習を開設できる者
大学、指定養成機関、都道府県等の教育委員会、独立行政法人・公益法人など
- (2) 免許状更新講習の内容
 - ① 教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項(12時間以上)
 - ② 教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項(18時間以上)

3. 実施のための取組

- 平成22年度予算において、教員免許制度の抜本的な見直しの方向性が示されるまでの間、へき地等で講習を開設する大学への補助など、大学における教員の現職教育への支援等を行うための経費として約2億4千万円を計上

教員研修の実施体系

	1年目	5年目	10年目	15年目	20年目	25年目	30年目
国レベルの研修	<ul style="list-style-type: none"> ●各地域で学校教育において中心的な役割を担う校長・教頭等の教職員に対する学校管理研修 <ul style="list-style-type: none"> 中堅教員研修 校長・教頭等研修 ●喫緊の重要課題について、地方公共団体が行う研修等の講師や企画・立案等を担う指導者を養成するための研修 <ul style="list-style-type: none"> 海外派遣研修(3ヶ月以内、6ヶ月以内) ・学校組織マネジメントや国語力向上に向けた教育の推進のための指導者育成研修等 ・教育課題研修指導者の海外派遣プログラム(2週間) 						
都道府県教委等が実施する研修	<ul style="list-style-type: none"> ●法定研修(原則として全教員が対象のもの) <ul style="list-style-type: none"> 初任者研修 10年経験者研修 ●教職経験に応じた研修 <ul style="list-style-type: none"> 5年経験者研修 20年経験者研修 ●職能に応じた研修 <ul style="list-style-type: none"> 生徒指導主事研修など 新任教務主任研修 教頭・校長研修 ●長期派遣研修 <ul style="list-style-type: none"> 民間企業等への長期派遣研修 ●専門的な知識・技能に関する研修 <ul style="list-style-type: none"> 教科指導、生徒指導等に関する専門的研修 ●指導が不適切な教員に対する研修 <ul style="list-style-type: none"> 指導改善研修 						

初任者研修の概要

1. 目的:新任教員の実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させる。
2. 対象者:公立の小学校等の教諭等のうち、新規に採用された者
3. 実施者:各都道府県、指定都市、中核市教育委員会
4. 根拠法:教育公務員特例法第23条(昭和63年制度創設、平成元年度から実施)
5. 研修内容:任命権者が定める。
(教員の経験に応じて実施する体系的な研修の一環をなすものとして樹立)

＜文部科学省が教育委員会に示した内容例＞

I. 校内研修

時間数:週10時間、年間300時間程度
講師:拠点校指導教員、校内指導教員

【実施上の留意点】

- ・個々の初任者の経験や力量、個々の学校の抱える課題に重点を置く
- ・授業の準備から実際の展開に至るまでの授業実践の基礎(指導案の書き方、板書の仕方、発問の取り方等)について、きめ細かく初任者を指導

II. 校外研修

日数:年間25日間程度
研修場所と研修内容

- ①教育センター等における教科等に関する専門的な指導
- ②企業・福祉施設等での体験研修
- ③社会奉仕体験活動研修及び自然体験活動研修
- ④宿泊研修（4泊5日程度）

【実施上の留意点】

- ・校内研修との有機的な連携を保つ
- ・初任者が自己の問題意識に応じて講師や研修内容を選択できるようにする
- ・参加型・体験型研修、課題研究・討論など課題解決的な研修を多く取り入れる
- ・異なる規模の学校や他校種での研修等、他の学校での経験を得る機会を確保する

10年経験者研修の概要

1. 目的:個々の能力、適性等に応じて教諭等としての資質の向上を図る。
2. 対象者:公立の小学校等の教諭等のうち、在職期間が10年に達した者
3. 実施者:各都道府県、指定都市、中核市教育委員会
4. 根拠法:教育公務員特例法第24条(平成14年制度創設、平成15年度から実施)
5. 研修内容:任命権者が定める。
(教員の経験に応じて実施する体系的な研修の一環をなすものとして樹立)

<文部科学省が教育委員会に示した内容例>

I. 評価・研修計画書の作成

①能力、適性等の評価

- ・都道府県教育委員会は、評価基準を作成し、各学校に配布
- ・校長は、評価基準に基づき、受講者の能力、適性等について評価を行い、評価の案を市町村教育委員会に提出
- ・市町村教育委員会は、調整等を行った後、最終的に評価を決定

②研修計画書の作成

- ・校長は、評価を踏まえ、研修計画書の案を作成
- ・市町村教育委員会は、評価の結果に基づき、受講者ごとに受講すべき講座等を記載した研修計画書を作成

II. 研修の実施

①長期休業期間中の研修

日数:20日間程度／場所:教育センター等
講師:ベテラン教員、指導主事等
規模:少人数形式

方法:模擬授業、教材研究、ケーススタディー等

②課業期間中の研修

日数:20日間程度／場所:主として学校内
助言:校長、教頭、教務主任等
方法:研究授業、教材研究等

III. 研修実施後の評価

研修終了後も、引き続き教諭等の資質の向上を図っていくため、研修終了時に、再度、評価を行い、その結果を、当該教諭等に対する今後の指導や研修に活用していくことが望ましい。

「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令及び教員免許更新制の実施について」
(20文科初第913号)(抄)

第4 その他

1. 十年経験者研修をはじめとする現職研修と免許状更新講習の整合性の確保
 - この場合、十年経験者研修制度の実施に当たって発出した「教育公務員特例法の一部を改正する法律等の公布について(通知)」(14文科初第575号)において教育センター等において実施する校外研修の期間を20日間程度(幼稚園については10日間程度)を想定するとしているが、例えば、当該校外研修の期間を現行の日数から5日間程度短縮することも考えられること。